

## 保険外併用療養費（選定療養費制度）について

入院基本料を算定する病棟において、同一傷病による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として患者様の負担となります。

当院では、入院基本料を算定する病棟において、入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

（同一傷病による入院であれば他医療機関の入院期間も通算します）

**【特別入院基本料】**      1日につき1,162円（税込）

ただし、難病や重症等の厚生労働大臣が定めた疾患や状態で入院されている場合は選定療養費の徴収はいたしません。詳しくは受付窓口までお尋ねください。